

利用上の注意

1 調査の定義及び約束事項

海面漁業調査

過去1年間 漁業経営体	平成14年11月1日～平成15年10月31日の期間 過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
漁獲物販売金額 漁船	過去1年間の漁獲物又は海面養殖の収穫物を販売した金額 過去1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。
活魚販売	貝類以外の漁獲物を活魚槽、魚槽等により活かして水揚げし、活魚として出荷することを目的として、生きている状態（泳ぎ）で販売したものをいう。
経営組織 個人経営体 団体経営体	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。 個人で漁業を自営する経営体をいう。 個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合 共同経営	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。 二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校 ・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収穫物を販売したものをいう。
漁業従事者世帯	過去1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。
専業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。
第1種兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。
第2種兼業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。
自営漁業の経営主	自営漁業の経営に責任を持っている者を言う。具体的には、経営の意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の帰属人である人等。

経営主の就業状態 自営漁業のみ	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事に従事していない者をいう。
自営漁業が主	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業の年間従事日数が自営漁業以外の年間従事日数を上回る者をいう。
自営漁業が従	個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業以外の従事日数が、自営漁業の従事日数を上回る者をいう。
自営漁業の後継者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業世帯 漁業就業者	個人経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。 漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
沿岸漁業就業者	漁船非使用漁業、無動力及び10T未満の動力船を使用する漁業、定置網漁業並びに地びき網漁業及び海面養殖業に従事した漁業就業者をいう。
沖合・遠洋漁業 就業者	沿岸漁業就業者以外の漁業就業者をいう。

2 数値及び記号の表示

(1) 数 値

ア 統計表の数値は概算値である。

なお、確定値は、平成16年12月以降に農林水産省が刊行書物として公表する。

イ 動力船トン数はラウンドしてあるので、総数とその内訳を合計したものが一致しない場合がある。また、解説の説明文中の各表の増減数、増減率、構成比はラウンド前の原数値により算出して表示しているため、表上の数値単位が統計表と異なっている場合、表の数値から算出したものとわずかな差がある場合もある。

(2) 記 号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「－」は事実のないもの

「△」は負数又は減少したもの

「X」は秘密保護上数値を公表しないもの